

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（一般に公正妥当な企業会計の基準）</p> <p>第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成二十四年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。</p> <p>（国際会計基準）</p> <p>第二条 国際会計基準（規則第一条の二第一項第一号ニ(1)に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であって、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。</p> | <p>（一般に公正妥当な企業会計の基準）</p> <p>第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成二十三年三月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。</p> <p>（国際会計基準）</p> <p>第二条 国際会計基準（規則第一条の二第一号ニに規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であって、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。</p> |

(指定国際会計基準)

第三条 指定国際会計基準(規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。)は、前条に規定する国際会計基準であつて、平成二十四年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

(指定国際会計基準)

第三条 指定国際会計基準(規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。)は、前条に規定する国際会計基準であつて、平成二十三年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

- 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十一月金融庁告示第六十九号）

| 改正案 | | 現 行 | |
|------------|-------------------------|------------|-------------------------|
| 別表一（第一条関係） | | 別表一（第一条関係） | |
| 号数 | 表題 | 号数 | 表題 |
| 企業会計基準第1号 | 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 | 企業会計基準第1号 | 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 |
| 企業会計基準第2号 | 1株当たり当期純利益に関する会計基準 | 企業会計基準第2号 | 1株当たり当期純利益に関する会計基準 |
| (削る) | (削る) | 企業会計基準第3号 | 「退職給付に係る会計基準」の一部改正 |
| 企業会計基準第4号 | 役員賞与に関する会計基準 | 企業会計基準第4号 | 役員賞与に関する会計基準 |
| 企業会計基準第5号 | 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 | 企業会計基準第5号 | 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 |
| 企業会計基準第6号 | 株主資本等変動計算書に関する会計基準 | 企業会計基準第6号 | 株主資本等変動計算書に関する会計基準 |
| 企業会計基準第7号 | 事業分離等に関する会計基準 | 企業会計基準第7号 | 事業分離等に関する会計基準 |
| 企業会計基準第8号 | ストック・オプション等に関する会計基準 | 企業会計基準第8号 | ストック・オプション等に関する会計基準 |
| 企業会計基準第9号 | 棚卸資産の評価に関する会計基準 | 企業会計基準第9号 | 棚卸資産の評価に関する会計基準 |
| 企業会計基準第10号 | 金融商品に関する会計基準 | 企業会計基準第10号 | 金融商品に関する会計基準 |
| 企業会計基準第11号 | 関連当事者の開示に関する会計基準 | 企業会計基準第11号 | 関連当事者の開示に関する会計基準 |
| 企業会計基準第12号 | 四半期財務諸表に関する会計基準 | 企業会計基準第12号 | 四半期財務諸表に関する会計基準 |
| 企業会計基準第13号 | リース取引に関する会計基準 | 企業会計基準第13号 | リース取引に関する会計基準 |
| (削る) | (削る) | 企業会計基準第14号 | 「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2） |
| 企業会計基準第15号 | 工事契約に関する会計基準 | 企業会計基準第15号 | 工事契約に関する会計基準 |
| 企業会計基準第16号 | 持分法に関する会計基準 | 企業会計基準第16号 | 持分法に関する会計基準 |
| 企業会計基準第17号 | セグメント情報等の開示に関する会計基準 | 企業会計基準第17号 | セグメント情報等の開示に関する会計基準 |
| 企業会計基準第18号 | 資産除去債務に関する会計基準 | 企業会計基準第18号 | 資産除去債務に関する会計基準 |

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|------------|-----------------------|------------|-------------------------|
| (削る) | (削る) | 企業会計基準第19号 | 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3) |
| 企業会計基準第20号 | 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準 | 企業会計基準第20号 | 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準 |
| 企業会計基準第21号 | 企業結合に関する会計基準 | 企業会計基準第21号 | 企業結合に関する会計基準 |
| 企業会計基準第22号 | 連結財務諸表に関する会計基準 | 企業会計基準第22号 | 連結財務諸表に関する会計基準 |
| 企業会計基準第23号 | 「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正 | 企業会計基準第23号 | 「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正 |
| 企業会計基準第24号 | 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 | 企業会計基準第24号 | 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 |
| 企業会計基準第25号 | 包括利益の表示に関する会計基準 | 企業会計基準第25号 | 包括利益の表示に関する会計基準 |
| 企業会計基準第26号 | 退職給付に関する会計基準 | (新設) | (新設) |